

昨年度、静岡県東部地域でもアポ電強盗の被害が発生しました。現在、悪質商法や詐欺の道具として電話が悪用されるケースが頻発しています。

もし電話で勧誘を受けて商品やサービスを契約しても、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

しかし、契約前の勧誘の段階で、頻繁に電話をかける、身元を偽る、断っても電話を切らせない、認知機能の衰えた高齢者を狙うなど、問題勧誘が多く見受けられます。

そこで、電話勧誘を受けた場合は次のことを心がけましょう。

- 会社名、担当者名、連絡先を確認する
- 電話をかけてきた目的を確認する
- 興味がなければ手短に切る、興味があっても即断しない

また、電話勧誘自体を必要としない人は、迷惑電話防止機器の設置や、市で行っている迷惑電話防止機器のモニター事業を活用しましょう。